

八尾市週休 2 日促進工事实施要領補足事項

1. 工事費の積算方法

週休 2 日工事において、現場閉所の状況に応じて、「2. 土木主管工事における補正方法」及び「3. 建築主管工事における補正方法」に基づき労務費等を補正し、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 土木主管工事における補正方法（要領第 5 条関係）

(1) 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率

労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率に対しては、以下の表 1 の補正係数を乗じて補正する。

表 1 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)	月単位の週休 2 日促進工事 (4 週 8 休以上)	通期の週休 2 日促進工事 (4 週 8 休以上)
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。なお、交通誘導警備員の労務費については補正する。

※労務費や機械経費が区分できない見積単価等は、補正の対象としない。

(2) 市場単価

市場単価に対しては、以下の表 2 の補正係数を乗じて補正する。

表 2 市場単価の補正係数

工種	区分	4 週 8 休以上の現場閉所	
		月単位	通期
鉄筋工		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02

防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02
道路植栽工	植樹	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管 設置工		1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.04	1.02
砂基礎工	機械施工	1.04	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.04	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.04	1.02
組立マンホール設置工		1.03	1.02
小型マンホール工		1.01	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.01	1.00
	取付管布設及び 支管取付工	1.02	1.01

※補正係数が設定されていない市場単価は、補正の対象としない。

(3) 土木工事標準単価

土木工事標準単価に対しては、以下の表3の補正係数を乗じて補正する。

表3 標準単価の補正係数

工種	区分	4週8休以上の現場閉所	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04	1.02
支承金属溶射工		1.04	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.03	1.02

3. 建築主管工事における補正方法（要領第5条関係）

(1) 複合単価の労務費

複合単価の労務費は、公共工事設計労務単価に以下の表4の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務費についても同様に補正する。

表4 労務費の補正係数

現場閉所状況 (現場閉所率)	月単位の週休2日促進工事 (4週8休以上)	通期の週休2日促進工事 (4週8休)
補正係数	1.04	1.02

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、3(1)の補正係数から算出した以下の表5、表6及び表7の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、表5、表6及び表7の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合・全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表5 市場単価等（建築）の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価, 物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価, 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価, 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価, 物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上げ塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系材料)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系材料)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表6 市場単価等（電気）の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表7 市場単価等（機械）の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用 及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 チャンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

附 則

この補正事項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この補正事項は、令和6年9月1日から施行する。